

# 告 示

## 埼玉県告示第百三十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二〇―三五―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県新座市中野一丁目二千八百九十八番地、二

二千九百番地、二

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千二百七十八・五九五立方メートル